

沿岸広域振興局長告示第11号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年3月19日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330200015	宮古市身体障害者福祉センター相談支援事業所	宮古市金浜第1地割18番地1	平成25年3月31日